

聖籠町町勢要覧作成 公募型プロポーザル

質 問 事 項 回 答 書

- 1 プレゼンテーション日時 令和8年1月29日
- 2 質問事項の回答は、下記のとおりです。

記

No.	質 問 内 容	回 答
1	現在発行されている町勢要覧には、英語の併記がありますが、今回の仕様書には指定がありません。掲載は必須ではないという認識でよろしいでしょうか？	町勢要覧は様々な国の方にもご覧いただけるように、必要に応じて日本語以外の言語の記載をお願いします。 なお、それらはプレゼンテーションにおいて、「別紙(1)「聖籠町町勢要覧作成」提案書評価項目一覧」の提案内容『③写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者にとって見やすい構成となっているか』又は『⑤町を魅力的に見せるための独創性や、提案事業者のノウハウを活かした工夫があるか』で評価します。
2	現在発行されている町勢要覧に掲載があるような空撮の写真も撮影が必要でしょうか？または、ご提供いただける資料の中に含まれていますか？	空撮の写真撮影の可否は提案者の判断にお任せします。 また、契約相手方となった場合には、仕様書「4 業務内容(3) 写真撮影、取材②」として、「航空写真デジタルオルソデータ（令和7年撮影）」の貸与は可能です。 なお、それらはプレゼンテーションにおいて、「別紙(1)「聖籠町町勢要覧作成」提案書評価項目一覧」の提案内容『③写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者にとって見やすい構成となっているか』又は『⑤町を魅力的に見せるための独創性や、提案事業者のノウハウを活かした工夫があるか』で評価します。

3	仕様書には英語翻訳の有無の記載はありませんが、翻訳が入れるとなったら別途請求になるのでしょうか。	上記1の回答の考え方にに基づき、翻訳が必要な場合の費用は提案額に含めることから、別途請求は認めません。
4	外部機関所有の有料写真使用契約すると著作権は契約者(会社)の責任下で扱いになりますが、聖籠町として契約(購入)はできますか。	受注者が使用契約を結ぶ個々の有料データについては、仕様書「9権利等の帰属」に基づくものとします。 例えば、本業務のため取得したイラストや写真データは一切町に権利を帰属するものとしますが、受注者が従来から権利留保するデータについては、仕様書「7納入場所等(2)③」の町への納入データから除くものとします。 そのため、町は改めて契約(購入)することはしません。
5	各所の撮影及び取材についての交渉は直接契約会社が行うのでしょうか。	仕様書「4業務内容(3)写真撮影、取材③」として、受注者が原則すべての交渉及び掲載承諾の許可を得ることとします。
6	上限額内のご提案内容に大きな変更や要望があった場合はご相談にのっていただけますか。また、予算内での仕様変更は可能でしょうか。	仕様書「12疑義」のとおり必要に応じて協議を行います。が、契約額を超過しない範囲かつ、提案内容と比較しより良い町勢要覧になるものと判断される場合に限り仕様の変更を認めるものとします。
7	HPとの連動は可能でしょうか。	原則として町勢要覧の紙面上で記載が完結するよう作成をお願いします。(町勢要覧内に町ホームページに掲載する各種個別事業のリンクを貼る場合、事業が廃止した際にはリンクされなくなるため。)

8	英語翻訳した文章の掲載は必要でしょうか。 仕様書 4 (2)	上記 1 の回答のとおり。
9	「過去に聖籠町が作成した町勢要覧」は企画提案書提出期限前に拝借できますでしょうか。 仕様書 2 (1)	「2012 聖籠町勢要覧 (2016 改訂版)」は、求めに応じて 1 部貸与が可能です。その場合は聖籠町総務課に任意様式による借用書の提出をお願いします。
10	ホームページ掲載用データの「読み上げ機能に対応するもの」について、具体的なデータ形式 (例: タグ付き PDF、テキスト抽出データ等) や、特定の外部配信サービスの利用等の指定、あるいは推奨はありますか。 仕様書 6(2)	「読み上げ機能に対応するもの」として、汎用性の高いタグ付き PDF データなどを想定していますが、特定の外部配信サービスの利用などの指定や推奨はありません。
11	取材対象者および撮影場所の選定・アポイント調整について、町側の窓口で調整・支援いただける範囲と、受注者が独自に行うべき範囲の区分を教えてください。 仕様書 4(1)②, 4(3)①	上記 5 の回答のとおり。
12	「町のマップ」作成にあたり、ベースとなる地図データ (ベクトルデータ等) や、過去の作成データ等の提供は可能でしょうか。また、精緻な案内図とイメージイラストマップのどちらを重視されていますか。 仕様書 4(1)①	地図データは町が所有する国土基本図や上記 2 の提供は可能ですが、過去の作成データ等の提供はできません。 なお、「町のマップ」はイメージイラストマップを想定しています。

13	ユニバーサルデザインへの配慮について、JIS X 8341-3 等の具体的な規格への準拠や、外部団体による認証の取得、あるいは使用フォント（UD フォント等）の指定はありますか。 仕様書 4(1)④	ユニバーサルデザインへの配慮として、JIS 規格への準拠や、外部団体による認証の取得は任意としますが、町勢要覧は原則 UD フォントで作成をお願いします。 ただし、表紙等デザインに関してはその限りではありません。
14	本業務で受注者が新規撮影・作成した素材を、町が今後、他の広報媒体や SNS 等で二次利用する際の運用ルール（クレジット表記の要否等）はありますか。 仕様書 9	上記 4 の回答のとおりであることから、二次利用する際の運用ルールはありません。
15	類似業務実績として、自治体の要覧以外に、同等規模（30～40 ページ程度）の民間企業のブランドブックや広報誌の実績を含めることは可能でしょうか。 様式 4 注釈	類似業務実績として、同等規模（30～40 ページ程度）の民間企業のブランドブックや広報誌の実績を含めることは可能です。
16	1「聖籠町に暮らす人々の様子を通じて町の多彩な魅力をアピール」 2「聖籠町ブランド（産業・暮らしやすさ・歴史文化・各種施設）のアピール」 1と2のどちらを重視しますか？	どちらも重視します。 なお、それらはプレゼンテーションにおいて、「別紙(1)「聖籠町町勢要覧作成」提案書評価項目一覧」の提案内容『①町の歴史、文化、自然、産業や観光などについてビジュアル的にわかりやすく紹介するとともに、それらを反映させる町のマップとなっているか』又は『②四季を通じた取材やインタビューにより町の魅力を反映させるものとなっているか』で評価します。